

令和 2 年舟形町議会
第 6 回臨時会会議録

舟形町議会

令和2年舟形町議会第6回臨時会会議録

招集年月日 令和2年11月25日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 11月30日 午前10時00分

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 奥山謙三

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 斎藤好彦

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和2年11月30日（月曜日）

第6回舟形町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和2年舟形町議会第6回臨時会

令和2年11月30日（月）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	地域整備課長	伊藤秀樹
副町長	菅原正春	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博
会計管理者	須貝孝子	総務課財政係長	八畝幸仁
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	教育長	伊藤幸一
まちづくり課長	曾根田健	教育課長	鍛冶紀邦
健康福祉課長	沼澤伸一	監査委員事務局長	相馬昇
住民税務課長	伊藤茂樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長挨拶

日程第6 承認第10号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

日程第7 議案第59号 スクールバスの取得について

日程第8 議案第60号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第61号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。ただいまから令和2年第6回臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。1番叶内昌樹君、6番奥山謙三君の両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、奥山議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 本日開催されました議会運営委員会におきまして、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しましたので、報告いたします。

議長 お諮りいたします。本臨時会の会期は、奥山委員長の報告のとおり本日1日限りと決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略をいたします。

日程第5 町長挨拶

議長 日程第5 町長挨拶を受けます。

町長 おはようございます。

本日、令和2年第6回舟形町議会臨時会を招集したところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

29日現在、全国で新型コロナウイルス感染者数14万8,420人、新たなコロナ感染者は2,058人、東京では新たなコロナ感染者が418人、山形でも新たなコロナ感染者が11人、感染者数合計133人となり、知事も感染拡大の第2波と捉えているとの強い危機感を示しました。そのような

中、今年2月以来8か月ぶりに、11月に入りまして3回上京しました。新型コロナウイルス感染症に感染しないように、1回目と2回目は大会参加と要望活動だけで会食がなかったため、コンビニから弁当を買ってホテルの部屋で食べて過ごしました。3回目は夜に県選出国會議員5名及び財務省岡村財務官との会食がありましたが、向かい合わないようにならに机が配置され、両サイドにアクリル板で一人一人がセパレートされた中での会食で、まるで鶏舎のブロイラーになった気分でありました。そこまでして会食する必要があるのか、大変疑問でもありました。いずれにしましても、1日でも早く当たり前の日常を取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症が早急に収束することを心から願います。

さて、本臨時会に提案します案件は、県と連携して行う新型コロナウイルス感染症対応のための予算、一般会計補正予算（第7号）、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したスクールバスの取得について、さらには人事院勧告による一般職並びに特別職の職員給与改正のための条例改正でございます。提出いたしました議案についてよろしくご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 承認第10号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

議長 日程第6 承認第10号 令和2年度舟形町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

財政係長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。質疑ありませんか。

9番 それでは、16ページの災害復旧費でございますが、内容を見ますと令和2年7月云々の災害の補助金と総合支援交付金ということでございますが、詳細の説明を見ますと、農作物への追加的な施肥・防除、あとは機械等に係る修繕・再取得に係る支援ということでございますが、もう少し具体的にこの内容、どういうものに使用して何件ぐらいの対象といたしますか、それがあのかをお伺いします。

農業振興課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

事業の詳細でございますが、まず初めに豪雨災害の関係の令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業費につきましては、こちら冠水した農地等の追加防除、冠水しますと菌であったり害虫の卵だったり農地に流れてくるわけで、そちらの本来必要なかった追加防除の分の薬剤の購入費の支援と、あとはキュウリの圃場なんです、支柱が最上川の増水によって流出いたしまして、そちらの支柱の復旧という形で購入費を支援してございます。

もう一つの事業になりますが、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）についてでございますが、こちら最上川の増水によって水稻の育苗ハウスが流出してしましまして、そちら1棟の復旧と、あとは農業用機械、トラクター、動力噴霧器等の農業機械の浸水による破損、そちらを再度購入したり修繕したりするような内容となっております。

以上です。

9番 最初のほうの薬剤の防除、あとキュウリの支柱とありましたけれども、これは対象は何人、農家さんでいきますと何件くらいあったわけですか。

農業振興課長 こちら、件数についてでございますが、追加防除の分につきましては34件、34戸で面積にして47.7ヘクタール分になってございます。キュウリの圃場の支柱が流されたという部分については1戸、約50メートルの支柱の列が7列というふうな形になってございます。

以上です。

9番 もう一方の機械のほうですが、機械の購入という話がございましたが、これは購入費は100%補助なんですか。

農業振興課長 機械の購入の補助率についてですが、国と県と町のかさ上げを合わせまして、75%補助という高い補助率になってございます。水稻用の育苗のパイプハウスにつきましても同じ補助率になってございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

6番 2款1項22目、県連携新生児子育て特別応援給付金事業ですけれども、事業内容を見ますと1人当たり10万円というふうな金額の支給内容であります、この補正予算額に、261万3,000円、1万3,000円という端数がついたというのはどうしてなのでしょう。

健康福祉課長 1万3,000円の端数についてですが、それにつきましては消耗品が7,000円、郵便料5,000円、口座振込手数料1,000円ということで、そういった事務費の経費になります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

9番 すみません、14ページの4の1の2予防費でインフルエンザの助成をかさ上げしてございますが、この金額ではなくて、もし分かれば、これだけ町が様々手当ををしているんだけれども、町民のインフルエンザの接種率というんですか、そのあたりはどのようになっているか分かればお伺いします。

健康福祉課長 今年度の住民のインフルエンザの接種につきましてですけれども、10月1日から町のほうでは9月で補正していただきました予算に基づきまして、住民の方へ早期の接種を呼びかけてきたところでございます。まだ現在も続いているんですけれども、10月いっぱい

の実績と、あと11月に入ってからちょっと舟形クリニックのほうにだけ聞き取りをさせていただきまして、その分を加えた数でいいますと、現在のところ全体で1,782名、予算時の計上に対しては大体56%ぐらいの実施率ということになってございます。

9番 この間テレビでやっておりましたけれども、こういう手当てをしてインフルエンザの蔓延を防ぐということで、例年よりすごくインフルエンザが減っている、感染している率がかなり少なくなっているという報道がございました。やっぱりこういうさまざまな手当てが功を奏しているのかなと思いますけれども、この1,782名というのは全体の人口からすればかなり低い、56%といたら半数でございしますが、これはこれからもっと接種を受ける方が増えていくのかな。何を言いたいのかというと、町でこれだけ手当てをしているんだから、もっと皆さん接種していただければなという思いなんです。そのあたり、沼澤課長はどういうふうに見ているのか。今後の動向といいますか、そのあたりをお考えがあればお伺いします。

健康福祉課長 町としましても、こういった補助金など手当てをしまして、接種していただきたいということ呼びかけはしております。今、議員さんからお話ありましたように、昨年度からなんですけれども、コロナの感染症の対策を住民といいますか国民全体でやってきた結果、昨年度もインフルエンザのかかったのは例年に比べて少なかったと。今年度につきましても、今までのこの10月11月に関しては全国的に大変インフルエンザのかかっている数が少ないと聞いております。これもコロナ対策ということで感染対策をしているものが、インフルエンザにも有効に効いているというふうに考えております。

インフルエンザの予防接種につきましてですけれども、高齢者の方だけ取ってみますと、例年舟形町では全体の大体65%ぐらいの方が接種、昨年度の実績でいうと接種しておりますけれども、今年度先ほど全体では56%と申し上げましたけれども、65歳以上の高齢者だけを取ってみますと、現在分かっている数字でもう既に90%ぐらいの方が、高齢者の方については接種していただいております。11月の実績とあと12月、1月までというふうなことを呼びかけしておりますので、今後もまだ高齢者に限らず若い方についてももう少し伸びるものと考えておりますので、これから寒さも厳しくなってきます。今山形県内も第2波ということで先ほど町長の挨拶にもありましたけれども、感染が広がってきておりますので、インフルエンザの予防接種についてももう少し呼びかけをして接種率を上げていきたいと考えております。以上です。

9番 高齢者を見るとやっぱり90%ぐらいいっているということがございますので、こういう町の事業といいますか、こういう支援策が功を奏しているのかなと思っておりますので、今後とも何かにつけ、こういう事業をやっているということをPRをしていただいで、コロナとインフルエンザの蔓延化を防ぐような方策を、手だてをしていただければなと思っております。答弁は要りません。

議長 ほかにありませんか。

2番 先ほどの今年度の7月の豪雨被害に対してですけれども、先ほど追加の防除というふうな事業で農家数が34件という答弁がありましたけれども、これは事前に農家のほうへ申告して採用になった件数が34件かなと思っていますけれども、それで申請されて省かれた農家さんということはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの件につきましては、基本的にはJAさんのほうから営農指導されている方々から内容を見ていただいて、適合するものを申請していただいているところですが、はじかれたというのは私のほうでは聞いてございません。それで、通常3回の防除を4回したと。4回目の分が追加防除となるわけですが、そちらの追加の分について新たに薬剤を購入しなかった場合、そちらについては該当にはなりませんので、そういった場合ははじかれるというか、そもそも申請の資格を満たさないというふうになります。そういった件はございまして、通常申請があった件についてははじかれたというような情報は聞いていないところです。

以上です。

2番 これも7月豪雨の現場を見て、私たち議員の中から要望が上がった内容の意見、一案だと思っていますので、大変ありがたい事業かなと思っています。特に答弁は要りませんが、大変農家さんにとっては助かる内容だと思っています。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。承認第10号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第59号 スクールバスの取得について

議長 日程第7 議案第59号 スクールバスの取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

1番 今回の45人乗りのバスですけれども、荷物を収めるスペースがついたということですが、前のバス等にはついていなかったんですけれども、そのオプション内容的な金額が分かれば教えてください。

教育課長 積算の内訳のほうで、オプションとしてトランクルーム片側、ツースパン左側のみということでの積算をしておるんですけれども、この内容については仕様一式ということで積算しておりまして、細かい数字については今現在手持ちがない状況です。

1番 なぜ聞いたかということ、そのオプションによって今使っているバスもオプション追加できるのかということで、ちょっと金額を知りたかったんですけれども、やはり送迎時に荷物をつけないということで保護者対応で荷物を運んだりしていたんですけれども、今回は荷物がつけられるということで、その前期のバス等もオプション等でつけられればなどちょっと思ったわけですが、その点のことだったので金額が分からないのであればそれは仕方ないですけれども、その点もし分かりましたら後日でもいいので教えていただきたいと思ます。

教育課長 その点につきましては、それでは確認でき次第報告させていただきたいと思ます。よろしくをお願いします。

4番 スクールバスの指名業者数と落札率をお願いします。

教育課長 今回、指名業者数が3者になります。落札率は97.5%です。以上です。

2番 今1番議員のほうから、若干今まで走っているバスと仕様の違うような質問がありましたけれども、前回平成30年度に購入している45人乗りのスクールバスですか、それが1,510万円という金額になっているかと思ますけれども、そのスクールバスと比べて大きな違いを少し教えていただきたいと思ます。

教育課長 前回の仕様書がちょっと手持ちにございませんで、詳細についてはご説明できませんけれども、今回購入する際に特にトランクルームのオプションが前回とは若干仕様が違うというところが最も大きな部分かと思っております。そのほかのオプションとしての仕様、前扉の窓ガラス電熱ヒーターですとか、そういったものについては前回もついておりますので、そのようにトランクルームということで把握してございます。

2番 詳細は特にいいんですけれども、最高で45人乗ったほかにさらに荷物も積められるスペースがあるというふうな大きな違いというところでよろしいでしょうか。

教育課長 そういうことで結構でございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長 日程第8 議案第60号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長 日程第9 議案第61号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 ただいまの特別職の説明ありました。前段の一般職もございましたが、一般職と特別職、支給率の引下げによりましてどれだけの財源的な削減になるのでしょうか。

総務課長 影響額ということのご質問でございますが、初めに一般職につきましては約118万円ほどの減額の影響額となる試算をしております。それから、特別職のほうでございますが、議会それから町長等、特別職を総合しますと約30万円ほどの減額の影響額と試算しております。

以上です。

9番 引下げが100分の5とか少ないので、そんなに影響はない、もう少しあるのかなと思ったけれどもそんなないということでございますけれども、それは分かりました。

ちょっと視点を変えますけれども、2条ありますけれども、この2条について今の時期で改定をしなくちゃいけないんですか。これは人勧の指導なんですか。県の人事委員会の指導なんですか。

総務課長 指導ということではございませんけれども、今回の条立ての内容につきましては、今年分の手当の減額率というようなものを第1条で年間分を調整して、12月の手当でというふうなことは説明のとおりでございます。第2条分については、この給与改正に合わせて来年度分も制定をする必要があるということで人事委員会、それから人事委員会勧告の内容に沿った形での改正になりますので、それらを勘案して今回の改正条例に提案しているものでございます。

9番 課長は最初に人勧の指導ではないと言っておきながら、最後の説明の中でそういう指導ではないけれども、そういう、何ていうんですか、指示というんですか、そういうので2条の分についても今回かけたという話なんだけれども、普通に見れば来年の分なので、3月議会でも別にいいのではないかなど。何を言いたいかという、ちょっとややこしくなっちゃって、1回下げてまた上げているものですから、何でこんなことをしているのかなと思って、よく見ていったら来年の分だということなんですけれどもね。もう少し分かりやすく、今回この1条の分だけで、次回3月で2条の分とすればもう少し分かりやすかったんじゃないかなど、それが指導じゃなくて、指示というんですか、であるんであればしようがないかもしれませんが、そのあたりをもう1回お願いします。

総務課長 要因としては、今回の人勧、人事委員会というふうな要因が一つに伴うものでございますので、内容については今年度分と来年度分と一緒の原因によるものですので、今回の提案のような条立てというものが適当な提案の仕方になるというふうに理解しております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、これをもって全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和2年第6回臨時会を閉会いたします。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議長 八 鍬 太

署名議員 叶 内 昌 樹

署名議員 奥 山 謙 三